

●お知らせ●
知覧税務署からのお知らせ

●確定申告は正しくお早目に

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、

2月17日(月)から3月16日(月)

まで、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の確定申告期間は、1月6日(月)から3月31日(火)までとなっています。なお、令和元年分の贈与税の確定申告期間は、2月3日(月)から3月16日(月)までとなっています。

また、期限間近になると、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されますので、お早めに申告をお済ませください。おつて、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コール」で作成した確定申告書はe-Taxで申告することができますが、印刷して郵送等により提出することもできますので、ぜひご利用ください。

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知覧税務署 1階会

●いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、①「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方、②事前に予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※申告期限間際にありますと申告会場が混み合うことが予想されますので、早めの申告にご協力を願います。

●令和元年分確定申告の期限内納付と振替期日

令和元年分確定申告の納付期限は次のとおりです。期限内の納付をお願いします。

また、申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、ぜひご利用ください。

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知覧税務署 1階会

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

「戦傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の遭族に対する特別の納付をお願いします。
また、申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、ぜひご利用ください。

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知覧税務署 1階会

●イベント●
2月は「猫の適正飼養推進月間」です

問合せ

県庁社会福祉課恩給係

TEL 099-286-2828

※確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。
「0」番を選択してください。

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

戰傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の妻に対する特別給付金
・援護年金
・旧軍人の恩給や扶助料
・その他、日頃から援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知覧税務署 1階会

●イベント●
2月は「猫の適正飼養推進月間」です

問合せ

県庁社会福祉課恩給係

TEL 099-286-2828

※確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

戰傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の妻に対する特別給付金
・援護年金
・旧軍人の恩給や扶助料
・その他、日頃から援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知覧税務署 1階会

●イベント●
2月は「猫の適正飼養推進月間」です

問合せ

県庁社会福祉課恩給係

TEL 099-286-2828

※確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

戰傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の妻に対する特別給付金
・援護年金
・旧軍人の恩給や扶助料
・その他、日頃から援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知覧税務署 1階会

●イベント●
2月は「猫の適正飼養推進月間」です

問合せ

県庁社会福祉課恩給係

TEL 099-286-2828

※確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

戰傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の妻に対する特別給付金
・援護年金
・旧軍人の恩給や扶助料
・その他、日頃から援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知覧税務署 1階会

●イベント●
2月は「猫の適正飼養推進月間」です

問合せ

県庁社会福祉課恩給係

TEL 099-286-2828

※確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

戰傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の妻に対する特別給付金
・援護年金
・旧軍人の恩給や扶助料
・その他、日頃から援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知覧税務署 1階会

●イベント●
2月は「猫の適正飼養推進月間」です

問合せ

県庁社会福祉課恩給係

TEL 099-286-2828

※確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

戰傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の妻に対する特別給付金
・援護年金
・旧軍人の恩給や扶助料
・その他、日頃から援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知観税務署 1階会

●イベント●
2月は「猫の適正飼養推進月間」です

問合せ

県庁社会福祉課恩給係

TEL 099-286-2828

※確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

戰傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の妻に対する特別給付金
・援護年金
・旧軍人の恩給や扶助料
・その他、日頃から援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知観税務署 1階会

●イベント●
2月は「猫の適正飼養推進月間」です

問合せ

県庁社会福祉課恩給係

TEL 099-286-2828

※確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。

●戦没者のご遺族や旧軍人の皆さんへ

戰傷病者や戦没者等のご遺族に対する援助や軍人恩給に関する疑問等について、県庁福祉課の職員が直接、県民の皆さんとの相談に応じます。

日時 2月20日(木) 午前10時30分~午後2時30分まで

会場 ちらん夢郷館(南九州市知覧町郡6209-1 南九州市役所隣)

相談内容

・戦没者等の妻に対する特別給付金
・援護年金
・旧軍人の恩給や扶助料
・その他、日頃から援護や軍人恩給に関して、疑問に思っていること

●申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次のとおりです。

開設場所 知観税務署 1階会